

# 戸手

川崎市立戸手小学校



学校だより No.7

令和6年11月1日(金)

## 人権って何だろう

校長 後藤 美智子

気温も下がり、長袖で過ごす日が増えてきました。少しずつ季節が冬へと移り変わっていることが実感できます。肌寒くなってきていますが、後期が始まってからも戸手っ子はとても元気に過ごしています。10月26日にはスポーツフェスティバルが行われ、スローガンのもと一致団結し、心をついに全力で取り組むことができました。学年の全力走や競技・表現も全力を出し、普段の練習の成果を発揮してくれました。心からのご声援とたくさんの拍手をいただき、大きな怪我もなく、無事に終えることができました。ありがとうございました。スポーツフェスティバルが終わり、気持ちも落ち着き、学習へ向かう様子が見られます。

11月は就学時健康診断や音楽鑑賞教室、4年生の連合音楽会、生活科・総合的な学習の時間の授業提案、学校公開日などの行事もありますが、普段の学習においても集中して取り組めるように意識していきたいと思えます。特に今月の11月20日は「かわさき子どもの権利の日」でもあり、今年度も11月21日に学校公開日として授業公開をいたします。川崎市では市民の間に広く子どもの権利について関心と理解を深めるために「子どもの権利の日」を11月20日に定めています。この条例は、2000年(平成12年)12月21日に川崎市議会において全会一致で可決成立し、2001年(平成13年)4月1日から施行されています。ちなみに11月20日は、国際連合で子どもの権利条約が採択された日です。

市内の学校では11月20日の前後に学校公開日を設定し、人権尊重教育や道徳などの人権にかかわる授業を公開しています。各学校では学校公開日だけではなく、年間を通じて人権尊重教育を実施していますが、本校でも11月には特に一人ひとりが人権について考え、標語を作成して校内に掲示する取り組みを行います。一人ひとりの思いを伝え、相手を思いやる気持ちを育てる良い機会としていきたいと思えます。人権とは、人が人として、社会の中で自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利で人が生まれながらにもっている権利です。令和5年3月に川崎市では「第8回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をまとめていますが、子どもの権利条例を「知っている」という認知度は前回よりも増加しています。7つの子どもの権利のうち自分にとって大切だと思うものを選んでもらったところ、子どもは「ありのままの自分での権利」を、おとなと職員は「安心していきる権利」を一番多く選んでということです。また、困った時にだれかに相談したいと回答した子どもは76.7%で、相談したい相手は、「親」78.2%「友だち」73.1%となっていました。だれかに相談することは、不安や悩みを解決していくために、大切なことです。校内でも自分一人で悩まず、お互いに気遣いながら助け合うことができる関係性も育てていきたいと思えます。この他の結果は、川崎市のホームページでも見ることができますので、お時間があるときにご覧ください。

これからは、朝晩の冷えにより体調を崩しやすくなります。今月も子どもたちが健康でたくさんの笑顔がみられるよう、お互いの人権を尊重しながら豊かな毎日を過ごせるよう、ご理解とご協力をどうぞ、よろしくお願いいたします。

### <スポーツフェスティバル> たくさんのご声援をありがとうございました。



<戸手小学校ホームページ> 学校だよりや学年だよりを掲載しています。また、毎月15日頃、各学年の学習活動の様子をお知らせしています。ぜひご覧ください。